

## 第5章 基本方針ごとの施策

## 基本方針Ⅰ-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制を更に強化します。

### 対策Ⅰ-1(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

#### 【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られます。

#### 【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

#### 【主な取組】

- ①管理職の組織マネジメント力の向上に向けて、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムのさらなる充実を図ります。また、中堅教諭が研修プログラムの一部を受講できる機会を増やすことなどにより、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。

＜具体的な事業＞ 管理職等育成プログラム

- ②全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の学校経営アドバイザーが、また、県立学校に対しては「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 学力向上のための学校経営力向上支援事業

マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

- ③各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織の拡大により、事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、県内全ての公立学校事務職員が、その専門性を生かして積極的に学校経営に参画できるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 学校事務体制の強化

④学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知と併せて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組を更に促進します。

また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、小・中学校における少人数学級編制の拡充など、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

⑤学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に対し、先進的な事例の情報提供などにより支援を行います。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

### 【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：29.5% ・中：25.7%	全国平均 ・小：37.3% ・中：33.9%	・小：40%以上 ・中：40%以上 かつ全国平均以上
学校経営計画の年度末評価結果がB（目標を概ね達成）以上の高等学校の割合	66% ※H30年度		100%

### 対策Ⅰ-1-(2)

### 教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築

### 【現状・課題】

- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んでいます。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なOJT機能が弱い学校が見られます。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

### 【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

①小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を拡充します。

また、全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 組織力向上推進事業

②高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

＜具体的な事業＞ 主幹教諭の配置拡充

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：34.2% ・中：41.3%	全国平均 ・小：47.9% ・中：42.0%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
主幹教諭等を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合	—		100%

**対策Ⅰ-1-(3) 地域との連携・協働の推進**

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、地域の大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例も見られます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけでの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

## 【主な取組】

①地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

②学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

## 【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合	・小：19.1% ・中：24.0%		・小：100% ・中：100%
地域学校協働本部の実施率（小・中学校）【後掲】	92.4%		100%
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合）	・小：59.1% ・中：34.9%	全国平均 ・小：64.6% ・中：38.2%	・小：70%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上

## 対策Ⅰ-1-(4)

## 外部・専門人材の活用の拡充

## 【現状・課題】

・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながらチーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

## 【対策のポイント】

・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

## 【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置

し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。【後掲】

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

②小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。【後掲】

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

③高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。【後掲】

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業  
文化部活動指導員・支援員の活用

⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

＜具体的な事業＞ 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
校内支援会において専門家の見立てを基に支援方法等が決定されている学校の割合【後掲】	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%
放課後等における学習支援の実施校率【後掲】	・小・中:98.6% ・高:96.7% ※高は30校対象		・小・中:100% ・高:100%

対策Ⅰ-1-(4)の指標(つづき)	現状	参考値	R5年度末の目標数値
運動部活動指導員を配置した部活動において運動部活動指導員が単独で指導した部活動時間の割合 ※高知県運動部活動ガイドラインで示した部活動時間が上限(11h/週。高等学校において校長が認めた場合は16h/週)	・中:27.5% ・高:29.9%		・中:50%以上 ・高:50%以上
校務支援員配置校における教員の時間外在校等時間の削減率(配置の前年度から令和5年度までの期間の対前年度比)の平均が3%以上の学校の割合	校務支援員配置校の教員の時間外在校等時間の平均時間:48時間35分 R1:30校(6~11月)		・小:100.0% ・中:100.0%

### 対策Ⅰ-1-(5) 質の高い教員の確保・育成

#### 【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年の民間企業等の採用状況が好転していることなどにより、全国的に教員採用候補者選考審査における採用倍率が低下傾向にあり、受審者の確保が困難な状況があります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

#### 【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ①本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。

＜具体的な事業＞ 大量採用時代を見据えた教員の確保

- ②早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 採用候補者への啓発(採用前研修)

- ③若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 若年教員育成プログラム

④中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、効果的なOJTの手法等に関する研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 中堅教諭等資質向上研修

⑤学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

＜具体的な事業＞ 大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)  
学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用予定数の充足率(採用数/採用予定数)及び採用倍率(受審者数/採用数)	[充足率] ・小:106% ・中:112% [採用倍率] ・小: 7.7 倍 ・中:10.3 倍		[充足率] ・小:100%以上 ・中:100%以上 [採用倍率] ・小:3.0 倍以上 ・中:3.0 倍以上
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身につけるための「自己の達成規準」の達成状況	・自己評価:3.1 ・校長評価:3.2 ※3年経験者研修		・自己評価:3.1 以上 ・校長評価:3.1 以上 ※4段階評価



## 基本方針Ⅰ-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、全ての教育活動を通じて、道徳教育やキャリア教育、児童生徒の良さを引き出す生徒指導や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図り、生徒指導上の諸課題の予防・解決に努めます。

### 対策Ⅰ-2-(1) 教員の教科等指導力の向上〈小・中学校〉

#### 【現状・課題】

- ・組織的に授業改善に取り組む学校は増えてきているものの、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていません。

#### 【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも・だれでも」学べる機会を数多く設けることにより、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ①小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの充実を図るため、参加者が主体的・協働的に国語や算数・数学をはじめとする各教科と道徳、複式授業における授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を拡充し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。

〈具体的な事業〉 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業

- ②児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校にリーダー教員や専科教員を配置し、言語活動を中心とした授業モデルを発信していくことで教員の指導力を向上させるとともに、教員の英語力を高める研修の実施や県が作成した英語教育用教材の活用促進等により、授業改善を推進します。

〈具体的な事業〉 英語教育強化プロジェクト事業

- ③教員の理科の指導力の向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

〈具体的な事業〉 理科教育推進プロジェクト

- ④県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議する場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。

＜具体的な事業＞ 学力向上に向けた高知市との連携

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合）	・小：22.3% ・中：18.3%	全国平均 ・小：22.2% ・中：20.8%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	・小：37.7% ・中：32.3%	全国平均 ・小：33.0% ・中：29.3%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合（「そう思う」と回答した割合）	・小：32.9% ・中：32.0%	全国平均 ・小：30.3% ・中：28.3%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上

対策Ⅰ-2-(2)

基礎学力定着に向けた取組の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- ・第1期大綱に基づくこれまでの取組により、各学校における組織的な授業改善等の取組が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るため、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校支援チームによる学校訪問等の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

- ①各学校において、全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。併せて、学校支援チームによる各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組が更に広がるよう教員の意識改革を促進します。

＜具体的な事業＞ 学力向上推進事業

②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

#### 【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
授業において「学習のねらいが示され」「生徒が自ら考え、発表したり、振り返る場面が設定されている」など、授業改善が図られている教員の割合	—		70%以上

#### 対策Ⅰ-2-(3)

#### 多様な学力・進路希望に対応した指導の充実＜高等学校＞

#### 【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が求められます。

#### 【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

#### 【主な取組】

①希望する職業に必要なとなる専門的な知識・技能や豊かな人間性を生徒に身につけさせることで、生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得を支援します。

＜具体的な事業＞ 21 ハイスクールプラン

②大学進学を希望する生徒への指導の充実に向けて、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業の見学や研究協議等を行う研修の実施などにより、教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ 教科指導力向上事業

③就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。

＜具体的な事業＞ 就職支援対策事業

- ④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校における探究型学習及び英語教育に関するグローバル教育プログラムの開発・実践や、国際的な視野を持って思考力・判断力・表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの取組を、高知国際中学校・高等学校において推進します。

＜具体的な事業＞ グローバル教育推進事業

- ⑤本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 産業教育指導力向上事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
公立高校卒業生に占める国公立大学進学者の割合	12.6% ※H30年度卒		15%以上
公立高校卒業生の就職内定率(全・定・通)	99.0%		99%以上

対策Ⅰ-2-(4)

規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・道徳科の授業の質的転換を図るための研修と地域ぐるみでの道徳教育の推進に両輪で取り組んできたことにより、児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が高まっています。
- ・暴力行為や小・中学校の不登校、中途退学が全国平均を上回る状況にあります。生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることにより、規範意識や自尊感情を育むことが必要です。

【対策のポイント】

- ・各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

- ①児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進します。

＜具体的な事業＞ 道徳教育実践充実プラン

- ②一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修の充実や、指定校における実践の成果の普及などの取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 人権教育推進事業

#### 【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した割合）	・小：46.0% ・中：39.2%	全国平均 ・小：42.1% ・中：34.0%	・小：60%以上 ・中：60%以上 かつ全国平均以上
個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置づけ、実施している学校の割合	—		・小：100% ・中：100% ・高：100%

#### 対策Ⅰ-2-(5)

#### 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

#### 【現状・課題】

- ・児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。

#### 【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ①社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリア教育強化プラン

- ②高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリアアップ事業

③社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

④社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ ソーシャルスキルアップ事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合	・小:98.4% ・中:94.4% ・高:11.4%		100%
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後1年目の離職率	13.8%		10%以下
3年生4月の進路希望未定の生徒の割合	5.2%		3%以下

対策Ⅰ-2-(6)

生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

【現状・課題】

- ・各学校においては、生徒指導上の諸課題への対応を図る校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めていくことについては弱さがみられます。
- ・児童生徒の言動等の変化に教職員が気づけないことや、気づいていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことなどにより、問題が深刻化する場合があります。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の連携による情報共有の強化や、開発的な生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、初期の段階での児童生徒の情報共有や校内支援会を中心とした組織的な対応の充実等により、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

## 【主な取組】

- ①小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

＜具体的な事業＞ 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ②管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ③生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会（担当者会）

- ④児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生の情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会（担当者会）

- ⑤各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置）を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 不登校担当教員配置校サポート

- ⑥各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見、早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(6)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
開発的な生徒指導(生徒指導の3機能)を進めることにより、「学校に行くのは楽しい」(小・中学校)、「学校生活は充実している」(高等学校)と肯定的に回答した児童生徒の割合	・小:85.8% ・中:79.5% ・高:86.8%		・小:90%以上 ・中:85%以上 ・高:90%以上
「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合	—		・教職員対象:100% ・保護者・地域対象:80%以上
校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%
不登校担当教員(者)が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合	—		・小:100% ・中:100%

**対策Ⅰ-2-(7) 健康・体力の向上**

【現状・課題】

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒の増加が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・チーム学校として健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①児童生徒の体力向上を図るために、運動への意欲を喚起させる運動遊び事業の実施や外部指導者の派遣、体育主任研修会における学校での取組の情報共有、こうちの子ども健康・体力支援委員会での事業検証等を通して、運動習慣の定着に向けた取組を進めます。

＜具体的な事業＞ こうちの子ども健康・体力向上支援事業

②体育・保健体育授業の質を向上させるために、体育授業の中核となる教員の育成や小学校体育専科教員の配置、外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事等による指定校や要請校への訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 体育授業の質的向上対策



- ③健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 健康教育充実事業

#### 【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(7)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合 ＜小・中学校＞	・小男：9.8% ・小女：14.7% ・中男：10.4% ・中女：26.0%	全国平均 ・小男：7.7% ・小女：13.0% ・中男：7.1% ・中女：19.4%	全国平均以下
週1日(30分以上)、運動・スポーツをする生徒の割合(学校の体育の授業を除く)＜高等学校＞	52.3%		全国平均以上 (全国の18・19歳のスポーツ実施率)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小男：80.4% ・小女：81.2% ・中男：79.6% ・中女：73.1% ・高男：75.6% ・高女：79.4%	全国平均 ・小男：82.2% ・小女：82.3% ・中男：81.6% ・中女：78.2% ※高等学校は全国調査なし	・小・中：全国平均以上 ・高：85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男：13.5% ・小女：10.4% ・中男：10.2% ・中女：9.9%	全国平均 ・小男：11.1% ・小女：8.2% ・中男：8.6% ・中女：6.7%	全国平均以下

#### 対策Ⅰ-2-(8) 部活動の充実と運営の適正化

#### 【現状・課題】

- ・生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られます。
- ・生徒の減少が進む中山間地域の学校では、部活動の種類が限定されることや単独で大会に出場できない部があることが課題となっています。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。

#### 【対策のポイント】

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づく、部活動の運営の適正化を一層推進するとともに、新しい部活動の在り方を検討するなど、環境整備に取り組みます。

**【主な取組】**

①高等学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立高等学校に競技用具の購入や強化事業にかかる経費の支援を行います。

＜具体的な事業＞ 県立学校運動部活動活性化事業

②運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

また、顧問教員等の指導者には、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、体育主任研修会や県外の優秀な講師を招へいた研修会を開催します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動の運営の適正化

③各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減するために、高知県スポーツ指導者バンクの活用や地域スポーツハブ等との連携により、単独での部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置を更に拡充します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業

④文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。

また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、単独での指導や引率ができる文化部活動指導員の中学校への配置や、専門的な指導力を有した文化部活動支援員の高等学校への派遣を行います。

＜具体的な事業＞ 文化部活動指導員・支援員の活用

**【対策の指標】**

対策Ⅰ-2-(8)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
「高知県運動部活動ガイドライン」に明記した週休日及び練習時間を遵守している中学校の割合	—		100%
「県立学校に係る運動部活動の活動方針」に明記した週休日及び練習時間を遵守している高等学校の割合	—		100%

## 基本方針Ⅱ-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

### 対策Ⅱ-1-(1) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

#### 【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

#### 【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ①地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、さまざまな交流事業が展開されることを支援します。

＜具体的な事業＞ 多機能型保育支援事業

- ②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

＜具体的な事業＞ 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)

- ③厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

- ④厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放又は子育て相談の実施率: 82.5%</li> <li>・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 13 箇所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放又は子育て相談の実施率: 100%</li> <li>・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 40 箇所</li> </ul>
保育所等における家庭支援の計画・記録の作成率	89.6%		100%

対策Ⅱ-1-(2)

放課後等における学習の場の充実

【現状・課題】

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等の学びの場の充実に努めます。

【主な取組】

- ①小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

- ②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実に努めるため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
放課後等における学習支援の実施校率	・小・中:98.6% ・高:96.7% ※高は31校対象		・小・中:100% ・高:100%

**対策Ⅱ-1-(3) 相談支援体制の充実・強化**

【現状・課題】

・子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

【対策のポイント】

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

③県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行います。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

④児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの日曜日の開所や県東部・西部地域でのサテライト機能の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

⑤不登校児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、児童生徒の多様な学びの場として、市町村が設置する教育支援センターの機能強化を図り、個に応じた指導・支援の充実を図ります。また、教育支援センターの未設置の町村への設置や広域の受け入れが可能となるよう、心の教育センターが訪問し、働きかけや支援に当たります。

＜具体的な事業＞ 教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
心の教育センターによる教育支援センターでの支援会・ケース検討会等の実施率 ※教育支援センター22ヶ所(R1)	40.9%		100%
校内支援会において専門家の見立てを基に支援方法等が決定されている学校の割合【再掲】	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%

**対策Ⅱ-1-(4) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進**

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでは対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

①地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

③地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

④朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

＜具体的な事業＞ 食育推進支援事業

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合	43.4%		100%

**対策Ⅱ-1-(5) 経済的負担の軽減**

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

**【主な取組】**

- ①高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。  
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

＜具体的な事業＞ 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

- ②18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

＜具体的な事業＞ 多子世帯保育料軽減事業

- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援します。  
また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業



## 基本方針Ⅱ-2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進し、通級の学級、通級による指導（障害に応じた特別な指導）、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における学びの質を高めるなど、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

### 対策Ⅱ-2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

#### 【現状・課題】

- ・発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。
- ・連続性のある「多様な学びの場」における学びの充実に向けて、特別支援学級担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

#### 【対策のポイント】

- ・「多様な学びの場」を担う教員をはじめ、全ての保育者、教員の専門性の向上を図るとともに、保育所・幼稚園等、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ①保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上＜保育者しっ皆研修＞

- ②小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会を実施します。

＜具体的な事業＞ 小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進

- ③高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究の実施、実践事例の収集、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 高等学校における特別支援教育の推進

④発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性の向上に向けた研修を行います。

＜具体的な事業＞ 特別支援教育セミナー

【対策の指標】

対策Ⅱ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ユニバーサルデザインについて、県が示す5つの重点事項(※)を全ての教室で実践している学校の割合 ※県が作成する「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」の内容にもとづいて示される、例えば「授業のめあてを提示する」といった具体的取組	—	ユニバーサルデザインの研究計画等への位置づけ ・小:95.8% ・中:94.4% ・高:49.0%	・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合	—	個別の指導計画の作成 ・保幼:54.9% ・小:81.4% ・中:69.1% ・高:60.3%	・保幼:100% ・小:100% ・中:100% ・高:100%
発達障害の診断・判断のある幼児児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	・保幼→小:92.0% ・小→中:88.5% ・中→高:34.7%		・保幼→小:100% ・小→中:100% ・中→高:80%以上

対策Ⅱ-2-(2)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【現状・課題】

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えています。が、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、施設等の大規模化及び狭あい化が課題となっています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの提言(R元.12月)を基に、関係市町村とも連携し、施設整備等の具体化を図ります。

【主な取組】

①特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、W

EB会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

＜具体的な事業＞ 学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業

②特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、外部の専門家を配置・派遣します。

＜具体的な事業＞ 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

③障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うため、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等に副次的な籍（副籍）を置き、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流及び共同学習、居住地校交流等を推進します。

＜具体的な事業＞ 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

④児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むため、外部専門家を活用した授業改善や、特別支援学校技能検定を実施します。

＜具体的な事業＞ キャリア教育・就労支援推進事業

⑤病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、病弱特別支援学校の移転開校を含めた再編、高等部の職業コースの開設、通級による指導の充実、訪問教育の充実等の取組を推進し、病弱教育を一層充実させます。

＜具体的な事業＞ 病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進

⑥知的障害特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設等が大規模化及び狭あい化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を具体化し、安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応

【対策の指標】

対策Ⅱ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)	45.3% ※R1.5.1 現在		100%
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	51.3% ※R1.5.1 現在		90%以上

## 基本方針Ⅲ-1 先端技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するICTやAI等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のICT環境の整備を推進します。

### 対策Ⅲ-1-(1) ICTやAI等の先端技術の活用

#### 【現状・課題】

- ・ 中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。
- ・ 現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況が見られます。

#### 【対策のポイント】

- ・ 遠隔教育システムによる授業配信や、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習など、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。

#### 【主な取組】

- ① 全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔教育システムを活用し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目を教育センターから各学校に同時双方向型の授業として配信するとともに、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。

＜具体的な事業＞ 遠隔教育推進事業

- ② 特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、WEB会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲】

＜具体的な事業＞ 学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業

- ③ 生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、複数の高等学校を拠点として、動画やAI型ドリル教材等のエドテックを活用した新たな指導方法の研究を行い、その成果を県内全域に展開していきます。

※エドテック (Edtech) : Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語

＜具体的な事業＞ ICT活用による個別学習プログラムの研究

## 【対策の指標】

対策Ⅲ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数	10校		14校
授業等においてICTを効果的に活用していると回答した教員の割合	—		70%以上

対策Ⅲ-1-(2)	学校のICT環境の整備
-----------	-------------

## 【現状・課題】

- ・ICTやAI等を活用した学習指導を推進するためには、児童生徒が自在に使用できるPC端末に加え、さまざまなインターネット教材等に一斉接続できる安定した情報通信基盤が必要ですが、各学校の整備状況には差が見られます。
- ・ICTを活用して教職員の業務の効率化等を図るため、県立高等学校に続き市町村立小・中学校にも統合型校務支援システムの導入を進めていますが、特別支援学校においても速やかに導入を図る必要があります。

## 【対策のポイント】

- ・これからの時代の学びや業務の削減・効率化に欠かせないICT機器や各種システムを、児童生徒や教員が自在に活用できる教育環境の実現に向けて、学校のICT環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

## 【主な取組】

- ① ICTの教育への活用を推進するために、国が示すロードマップに沿って、県立学校における児童生徒の学習用タブレット端末等の整備を迅速かつ計画的に進めます。また、市町村立小中学校における1人1台端末の整備に関しては、財政負担の軽減に向けて、広域的な調達を支援します。

＜具体的な事業＞ 県立学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

- ② 児童生徒が一人一人の進度に応じて動画やAI教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、各教室に高速大容量の双方向通信を可能とする無線LANネットワーク環境を整備するなど、県立学校の情報通信環境の拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 県立学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

- ③ 教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引き継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導にも活用するため、特別支援学校も含めた全ての公立学校に、県内統一した統合型校務支援システムの導入を推進します。

＜具体的な事業＞ 校務支援システムの導入・活用促進

【対策の指標】

対策Ⅲ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率 ※GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	—		100%
小・中学校における1人1台タブレット PC の整備率	—		100%
統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 (県立・市町村立)	—		100%

## 基本方針Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実します。

また、A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取組を推進します。

### 対策Ⅲ-2-(1) プログラミング教育の推進

#### 【現状・課題】

- ・小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差が見られます。

#### 【対策のポイント】

- ・速やかな実践につながる具体的な研修や情報教育の推進を担う中核教員の育成などにより、全ての小学校における効果的なプログラミング教育の普及及び定着を図ります。

#### 【主な取組】

- ①各小学校においてプログラミング教育の推進役を担う全ての情報教育担当教員を対象に、タブレットを活用した模擬授業や教材を使ったPC操作体験等を通じて具体的な指導方法の理解を深める研修を実施し、全ての小学校での速やかな実践を推進します。また、全校の実践事例を収集し、校務支援システムにおいて情報発信を行うことにより、教員がさまざまな教科にプログラミング教育を展開できる環境を整えます。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育における授業力向上

- ②小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間の養成プログラムを活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育における授業力向上

- ③教材が未整備の学校においても効果的な授業実践や校内研修を実施できる環境を確保するため、県内4カ所の教科研究センターに貸出用のロボット教材等を整備します。また、企業や大学等と協働して開催するICT活用フォーラムにおいて、最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学び、教員のICT活用指導力を高める環境を提供します。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育の体制整備

【対策の指標】

対策Ⅲ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合	—		100%

対策Ⅲ-2-(2) AI 人材育成のための教育の推進

【現状・課題】

- ・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、AI等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携した高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応しうる情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実や、教員の指導力向上を目指します。

【主な取組】

- ①高度なデジタル技術を活用し、AIやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を学べる高度な学習内容等の研究を進めます。

＜具体的な事業＞ 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実

- ②社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。【再掲】

＜具体的な事業＞ 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

- ③教員が日常的にICTを活用した教科指導を実践できる力を育成するため、年次研修において、ICTを効果的に活用した授業実践に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う教育センターの設備を整備するとともに、県教育委員会指導主事のICT活用指導力を図る研修会を定期的を開催します。

＜具体的な事業＞ 教員のICT活用指導力の向上



- ④ ICTを効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場におけるICTの活用に関する専門性の向上や、組織的なICT教育の取組を推進します。

<具体的な事業> 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策Ⅲ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高大連携によるデジタル社会に対応した教育システムの構築			R4年度より本格実施

## 基本方針Ⅳ-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

### 対策Ⅳ-1-(1) 中山間地域における多様な教育機会の確保

#### 【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。
- ・中山間地域等の小規模の高等学校では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。

#### 【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力と特色ある学校づくりを推進します。

#### 【主な取組】

- ①中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働によるチーム学校としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

＜具体的な事業＞ 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業

- ②中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 高等学校の魅力化・情報発信の推進

- ③全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔教育システムを活用し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目を教育センターから各学校に同時双方向型の授業として配信するとともに、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ 遠隔教育推進事業

## 【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数	—		10 校中 10 校
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数【再掲】	10 校		14 校

<b>対策Ⅳ-1-(2)</b>	<b>県立高等学校再編振興計画の着実な推進</b>
------------------	---------------------------

## 【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

## 【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

## 【主な取組】

①県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化、ICTの活用による学習環境の整備を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

- ＜具体的な事業＞ 高等学校の魅力化・情報発信の推進  
遠隔教育推進事業  
県立学校の ICT 環境整備(GIGAスクール構想の実現)

②安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）

③高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合完了に向けた取組など、引き続き対応が必要な県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」の取組を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組

【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数【再掲】	—		10 校中 10 校
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率【再掲】 ※GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	—		100%

対策Ⅳ-1-(3)

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村も見られます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

- ①県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

＜具体的な事業＞ 市町村教育委員会との連携・協働

- ②第2期大綱及び第3期計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

＜具体的な事業＞ 教育版「地域アクションプラン」推進事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	98.6% ※H30 年度		100%

## 基本方針Ⅳ-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

### 対策Ⅳ-2-(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

#### 【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

#### 【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

#### 【主な取組】

①学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

②地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

④地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
地域学校協働本部の実施率(小・中学校)	92.4%		100%
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)	96.3%		100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合【再掲】	43.4%		100%
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合【再掲】	・小: 19.1% ・中: 24.0%		・小: 100% ・中: 100%

**対策Ⅳ-2-(2) 家庭教育への支援の充実**

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

①教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてPTAの研修会等を開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、保幼小中高の連携した活動が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、関係者の取組を支援します。

＜具体的な事業＞ PTA 活動振興事業

②保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援します。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。

＜具体的な事業＞ 家庭教育支援基盤形成事業

③保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

④子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 基本的な生活習慣向上事業

#### 【対策の指標】

対策Ⅳ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:77.8% ・中:73.3%	全国平均 ・小:80.5% ・中:76.0%	全国平均以上
「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合 「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合 (している・どちらかといえばしていると回答した割合)	[寝ている] ・小:81.1% ・中:79.6% [起きている] ・小:90.3% ・中:92.8%	全国平均 [寝ている] ・小:81.4% ・中:78.0% [起きている] ・小:90.6% ・中:92.8%	[寝ている] ・小:85%以上 ・中:85%以上 かつ全国平均以上 [起きている] ・小:95%以上 ・中:95%以上 かつ全国平均以上

## 基本方針Ⅴ-1 就学前の教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

### 対策Ⅴ-1-(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

#### 【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、園内研修等の機会や園評価の適切な実施が十分でなく、保育所保育指針・幼稚園教育要領等(H29～)を踏まえた教育・保育の実践につなげていない園があります。

#### 【対策のポイント】

- ・各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- ・県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。

＜具体的な事業＞ 園内研修支援事業

- ②管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

＜具体的な事業＞ 園評価支援事業

- ③保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、基本研修やキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。

＜具体的な事業＞ 基本研修



- ④返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士確保に努めます。

＜具体的な事業＞ 保育士等人材確保事業

- ⑤保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上＜保育者しつ皆研修＞

【対策の指標】

対策Ⅴ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	62.6%		100%
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	・新規採用保育者研修: 55.6% ・主任・教頭研修: 67.0% ・所長・園長研修: 65.0%		・新規採用保育者研修: 80%以上 ・主任・教頭等研修: 80%以上 ・所長・園長研修: 80%以上

**対策Ⅴ-1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進**

【現状・課題】

- ・ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んだ一方で、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小の連携・接続が十分に行われていません。

【対策のポイント】

- ・市町村教育委員会、保育所・幼稚園等や小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進します。

【主な取組】

- ①「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践・改善されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及します。

＜具体的な事業＞ 保幼小連携・接続推進支援事業

② 厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

③ 厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【再掲】

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策V-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率(それぞれ年3回以上実施)	[連絡会] ・保・幼等:72.0% ・小:65.3% [交流活動] ・保・幼等:76.2% ・小:77.7%		[連絡会] ・保・幼等:100% ・小:100% [交流活動] ・保・幼等:100% ・小:100%

## 基本方針Ⅴ-2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

### 対策Ⅴ-2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

#### 【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

#### 【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ①保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

- ②親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援します。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援保育者スキルアップ事業

#### 【対策の指標】

対策Ⅴ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
親育ち支援における園内の研修計画作成率	53.9%		100%
親育ち支援担当者の配置率	87.5%		100%

**対策Ⅴ-2-(2)**

**保護者の子育て力向上のための支援の充実**

**【現状・課題】**

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

**【対策のポイント】**

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

**【主な取組】**

①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

②子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

＜具体的な事業＞ 基本的な生活習慣向上事業

**【対策の指標】**

対策Ⅴ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合(3歳児)	81.9%	全国平均 68.5%(H22) ※2 才児	95%以上
親育ち支援担当者の配置率【再掲】	87.5%		100%

## 基本方針Ⅵ-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

### 対策Ⅵ-1-(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

#### 【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかつた方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

#### 【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

#### 【主な取組】

- ①社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。

＜具体的な事業＞ 社会教育振興事業

- ②子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。

＜具体的な事業＞ 自然体験活動の推進

- ③青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。

＜具体的な事業＞ 青少年教育施設振興事業

- ④高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。

＜具体的な事業＞ 高知みらい科学館運営事業

⑤県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携した啓発イベント等を開催するなど、高知県教育の日「志・とさ学びの日」を広く周知・啓発するための取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 志・とさ学びの日推進事業

⑥地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを、参画する大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果が発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

＜具体的な事業＞ 生涯学習活性化推進事業

【対策の指標】

対策Ⅵ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
社会教育主事を配置している市町村数	13 市町村		26 市町村
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合）【再掲】	・小：59.1% ・中：34.9%	全国平均 ・小：64.6% ・中：38.2%	・小：70%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
県立青少年教育施設の利用者数(青少年)	159,547 人 ※H30 年度		172,000 人以上
生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数	—		55,000 件/年

対策Ⅵ-1-(2)

オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【現状・課題】

- ・オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民の資料要求に応え、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題の解決に役立つことができるよう、サービスの提供体制のさらなる充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オーテピア高知図書館において、社会状況の変化等にも対応できる新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、司書の専門性や能力を高めることにより、課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画（平成 30 年 7 月策定）に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちに小さい頃から図書に親しむ習慣を身につけてもらうため、第三次高知県子ども読書活動推進計画（平成 29 年 2 月策定）に基づく取組を進めます。

## 【主な取組】

- ① 県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、研修等の充実による司書の専門性の向上、関係機関と連携したサービスの提供等に取り組むとともに、県民に広く周知するための効果的な広報活動を行います。
- また、県民に身近な市町村立図書館等の充実に向けて、図書への協力貸出しや職員を対象とした研修の実施などにより、市町村立図書館等の運営や人材育成を支援します。

＜具体的な事業＞ 図書館活動事業

- ② 県内全域の図書館等の振興に向け、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組めます。

＜具体的な事業＞ 読書活動推進事業

## 【対策の指標】

対策Ⅵ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	4.4 冊 ※H30 年度	全国平均:5.4 冊 ※H29 年度	4.9 冊以上
県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数	22,245 冊 ※H30 年度		35,000 冊以上
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	30,041 件 ※H30 年度		30,000 件以上
児童・生徒が家や図書館で普段(月～金)全く読書をしていない割合	・小:16.1% ・中:31.0%	全国平均 ・小:18.7% ・中:34.8%	全国平均を3ポイント以上下回る

## 対策Ⅵ-1-(3)

## 多様なニーズに対応した教育機会の提供

## 【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。
- ・高等学校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

## 【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の設置等により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

**【主な取組】**

①さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境の整備を行います。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進します。

＜具体的な事業＞ 中学校夜間学級設置促進等推進事業

②進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

＜具体的な事業＞ 若者の学びなおしと自立支援事業

③社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 定時制教育の充実

**【対策の指標】**

対策Ⅵ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)	32.7% ※R1.10月		40%以上



## 基本方針VI-2 文化財の保存・活用

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

### 対策VI-2-(1) 計画的な文化財の保存・活用の促進

#### 【現状・課題】

- ・文化財の価値を後世に伝えるための対応が十分ではありません。
- ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。
- ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。

#### 【対策のポイント】

- ・文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促します。
- ・上記の大綱・計画に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進します。

#### 【主な取組】

- ①地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援します。  
また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

＜具体的な事業＞ 文化財の保存と活用の推進

- ②高知城の重要文化財建造物の保存のため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震等の災害に備えるための取組を進めます。

＜具体的な事業＞ 高知城の保存管理と整備の推進

- ③埋蔵文化財を通して文化の振興や地域への愛着を高めるため、埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、市町村と連携し地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の保護と活用を推進します。

＜具体的な事業＞ 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進

#### 【対策の指標】

対策VI-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高知城の入場者数	349,677 人 (うち「チームラボ高知城光の祭」入館者 69,031 人 小・中・高校生 35,158 人) ※H30 年度		280,000 人以上 (うち小・中・高校生 36,000 人以上)

### 基本方針Ⅵ-3 児童生徒等の安全の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設等の整備を進めます。

また、老朽化が進行する学校施設等について、安全・安心で快適な教育環境を整備し長く使い続けるために、効率的な維持管理と予防保全的な改修工事等による施設整備を推進します。

#### 対策Ⅵ-3-(1) 防災を中心とした安全教育・安全管理の充実

##### 【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。

##### 【対策のポイント】

- ・学校における安全教育として、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、積極的に安全な社会づくりに参加し貢献できるような安全に関する資質・能力を育成します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させます。

##### 【主な取組】

- ①子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。

＜具体的な事業＞ 防災教育推進事業

- ②登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 登下校の安全対策の促進

- ③子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成30年10月19日条例第52号）に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

＜具体的な事業＞ 自転車ヘルメット着用推進事業

## 【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能(別途設定する)を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%
スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合	—		100%

## 対策Ⅵ-3-(2)

## 南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

## 【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材等の耐震対策が必要となっています。

## 【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

## 【主な取組】

①市町村立小・中学校等における耐震対策や防災機能の強化等の促進により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所になる学校体育館の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震化を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校施設の安全対策の促進

②南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行います。

＜具体的な事業＞ 保育所・幼稚園等の施設整備の促進

③安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 施設整備事業(県立高等学校再編振興計画)

【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼等: 95.7%</li> <li>・公立小・中: 98.4%</li> <li>・公立高・特: 100%</li> </ul>	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼等: 88.4%</li> <li>・公立小・中: 99.2%</li> <li>・公立高・特: 98.4%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼等: 100%</li> <li>・公立小・中: 100%</li> <li>・公立高・特: 100%</li> </ul>
県立学校体育館の非構造部材等の耐震化率	40.0% (16校/対象40校) ※R2.3月に確定		100%

対策Ⅵ-3-(3)

長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が40年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の改築による整備方針では、次々と建て替え時期を迎え、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成29年12月策定）に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

①児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

②青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

＜具体的な事業＞ 青少年教育施設の整備

【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設の長寿命化改修の実施	・調査: 4棟		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査: 33棟</li> <li>・設計: 33棟</li> <li>・工事: 16棟</li> </ul>

## 横断的取組 1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

### 取組 1-1) 不登校の未然防止と初期対応

#### 【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを、組織的・協働的に進めていく必要があります。
- ・教員の不登校に対する認識や不登校対応の知識、経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合があります。

#### 【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の教科等指導力や児童生徒理解・不登校対応力を向上させることにより、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進めます。
- ・個に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ①未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、PDCAサイクルを回し、学校全体で組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の教科指導力や生徒指導力を高めていきます。

＜具体的な事業＞ 組織力向上推進事業

- ②児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や他者への思いやりや規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。

＜具体的な事業＞ 道徳教育実践充実プラン  
人権教育推進事業

- ③小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

＜具体的な事業＞ 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ④生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会(担当者会)

- ⑤『「高知家」いじめ予防等プログラム』における児童生徒対象の「自己肯定感育成プログラム」や「人間関係づくりプログラム」の組織的・計画的な実施や、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育てます。

＜具体的な事業＞ いじめ防止対策等総合推進事業

ソーシャルスキルアップ事業

青少年教育施設振興事業

- ⑥児童生徒が目的意識を持って学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリア教育強化プラン

キャリアアップ事業

地域協働学習の推進

- ⑦各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者(特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置)を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 不登校担当教員配置校サポート

校務支援システムの導入・活用促進

- ⑧学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置や就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ⑨管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ⑩スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットホームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。また、校内支援会を運営する教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

- ⑪不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

- ⑫発達障害等特別な支援が必要な幼児児童生徒に対し就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるよう保育者や教員の体系的な研修を充実するとともに、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進

特別支援教育セミナー

高等学校における特別支援教育の推進

特別な支援を要する子どもへの対応力の向上<保育者しっ皆研修>

- ⑬保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

親育ち支援保育者スキルアップ事業

基本的生活習慣向上事業

- ⑭地域による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の推進や保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入促進を図ることにより、地域と連携した特色ある教育活動を充実し、安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

コミュニティ・スクール推進事業

## 取組 1-(2) 社会的自立に向けた支援の充実

### 【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用した組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援を更に充実させる必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。

### 【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点からの多角的に見立てる仕組みを推進し、組織的な支援体制を強化します。

### 【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ②児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ③児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの日曜日の開所や県東部・西部地域でのサテライト機能の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

- ④個々の児童生徒の状況に応じて、ICTを活用した学習指導や進路指導など、適時適切な支援の充実を図ります。また、教育支援センターの新設や市町村間相互の広域の受け入れを推



進するとともに、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究  
青少年教育施設振興事業

⑤家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります。

＜具体的な事業＞ 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

⑥進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学し、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

＜具体的な事業＞ 若者の学びなおしと自立支援事業

#### 【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1,000人あたりの新規不登校児童生徒数	・小:5.0人 ・中:22.1人 ・高:11.5人	全国平均 ・小:2.8人 ・中:20.9人 ・高:5.6人	・小:2.0人以下 ・中:20.0人以下 ・高:5.0人以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100% ※R2年度末

## 横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取組を推進します。

### 取組 2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

#### 【現状・課題】

- ・統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

#### 【取組のポイント】

- ・各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメント実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進めます。
- ・限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を推進します。

#### 【主な取組】

①学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を更に促進します。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革  
校務支援システムの導入・活用促進

②管理職のマネジメント力を高めるための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修の実施など、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

③各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

④学校組織体制の改善・強化のため、小・中学校における少人数学級編制の拡充など、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

- ⑤学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室による共同実施体制を強化するため、設置の拡充を図るとともに、学校全体の組織マネジメント力の強化や教員の業務負担の軽減につなげるため、事務職員の学校経営への参画の拡大を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校事務体制の強化

## 取組 2-(2)

### 業務の効率化・削減

#### 【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

#### 【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やICTの活用により、業務の効率化に取り組みます。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務とスクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や、事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

#### 【主な取組】

- ①各学校において、統合型校務支援システムの効果的な活用を促進することにより、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など、校務に係る業務の効率化・削減を図ります。

＜具体的な事業＞ 校務支援システムの導入・活用促進

- ②各学校において、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動の運営の適正化

文化部活動指導員・支援員の活用

- ③学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

- ④教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

- ⑤各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

## 取組 2-(3)

### 専門スタッフ・外部人材の活用

#### 【現状・課題】

- ・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

#### 【取組のポイント】

- ・教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

#### 【主な取組】

- ①教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

- ②教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業

文化部活動指導員・支援員の活用

- ③子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進めます。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ④各学校が放課後や長期休業期間に実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

学習支援員事業

⑤保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことが可能となることが期待されることから、地域学校協働本部等の設置拡大を図ります。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業  
コミュニティ・スクール推進事業

【取組の指標】

横断的取組 2 の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月 45 時間以内、年 360 時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月 100 時間未満、年 720 時間以内)	時間外在校等時間が月 45 時間以内の教員の割合 ・小:55.2% ・中:40.7% (R 元.6～10 月校務支援員配置校(30 校)調査)	時間外在校等時間が月 45 時間以内の教員の割合 ・小:17.2% ・中:11.1% (H28 年度教員勤務実態調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%

